

## 入札公告

下記のとおり業務に係る条件付一般競争入札を実施するので、企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号。以下「会計規程」という。)第109条の規定により公告する。

令和 5年 8月16日

宮崎県企業局長 井手 義哉

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 三財発電所エレベータ保守業務委託
- (2) 業務場所 西都市大字上三財
- (3) 委託期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで  
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 業務概要 エレベータの定期点検及び整備
- (5) 予定価格 落札者決定後公表
- (5) 適用制度 最低制限価格制度

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加者資格等に関する要綱(平成6年宮崎県告示第1058号の3)に基づく令和5年度の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

設備維持管理業務の種類	昇降機設備点検整備	等級区分	なし
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に本店又は支店(営業所を含む。)を有していること。		
同種業務の実績に関する事項	平成25年度以降に完了した次の業務(発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者等を含むものとする)を元請として実施した実績があること。 ア 建築物に係る昇降機設備((株)日立製作所製ロープ式エレベーター)の点検及び整備業務		
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を2名以上配置することができること。 ア 次のいずれかの資格を有する者であること。 ① 一級建築士 ② 二級建築士 ③ 昇降機等検査員 イ 入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有する者であること。		
その他の事項	企業局が発注する庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書(その2)に示す事項		

3 契約条項を示す場所及び期間

閲覧場所：企業局施設保全課(宮崎市旭1丁目2番2号)

閲覧期間：令和5年8月16日から令和5年8月31日まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧及び貸出	令和5年8月16日から 令和5年8月31日まで	企業局ホームページで閲覧・ダウンロード可 及び施設保全課で閲覧(※1) [企業局ホームページ： <a href="https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kigyokyoku/index.html">https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kigyokyoku/index.html</a> ]
質問の受付	令和5年8月16日から 令和5年8月28日17:00まで	宮崎県電子申請システムを用いて行うこと。 入札書受付開始日の前日の正午までに回答がない場合は、同時の午後3時まで、必ず、電話にて確認をしてください。 [電子申請システムアドレス(企業局施設保全課入札質問受付フォーム)： <a href="https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/pgpeMA2G">https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/pgpeMA2G</a> ]
回答の閲覧	令和5年8月16日から 令和5年8月31日まで	企業局ホームページに掲示 及び施設保全課で閲覧(※1) [企業局ホームページ： <a href="https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kigyokyoku/index.html">https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kigyokyoku/index.html</a> ]
入札書 受付期間	令和5年8月16日から 令和5年8月30日17:00まで	企業局総務課へ郵送(書留郵便に限る)又は持参(※1) [企業局総務課：〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号] ※郵送による場合は、提出期限内に必着のこと。
開札日時	令和5年8月31日14:00	企業局4階会議室 [宮崎市旭1丁目2番2号]
入札結果の 公表(※2)	令和5年9月7日から 令和7年3月31日まで	企業局ホームページに掲示 及び企業局総務課で閲覧(※1) [企業局ホームページ： <a href="https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kigyokyoku/index.html">https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kigyokyoku/index.html</a> ]

(※1) 発注機関における閲覧及び書類の持参については、宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第2号)第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(※2) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 その他の事項

- (1) 企業局が発注する庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書(その2)に示すとおりとする。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
  - ・初度入札に参加しなかった者
  - ・初度入札に参加したが入札をしなかった者
  - ・連合その他不正な行為があった入札をした者
- (3) 本件業務の委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、契約条項において、「翌年度以降予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる」旨の特約事項を規定するものとする。